



発行
 社団法人
 徳島県公共嘱託登記士地家屋調査士協会企画開発部
 徳島市出来島本町2丁目42番地5
 TEL 0886-23-7275 FAX 0886-23-7276
 8支所 総社員数115名
 [ホームページ] <http://www.infoeddy.ne.jp/koushoku/>
 [電子メール] koushoku@mb.infoeddy.ne.jp

地図は、 時代の語部

かたり



我が国の地図の歴史は、古くは大化二年に諸国の境界を提出させたことに始まるといわれ、聖武天皇の天平十年には国郡図の作成が行われています。まだ緯度、経度の考え方はなかったものの、縮尺の知識はあったそうです。機器の不備を考えると当時の測量技術のすばらしさには驚かされるばかりです。

地図は、当時の科学、技術、社会や文化を反映しており、その時代を伝える語部と言えるでしょう。我々の作製する地図や地積測量図が、後年どのような評価を得るのか、大きな責任が科せられています。

元弘元年六月
 徳島県
 徳島市
 出来島本町
 2丁目42番地5
 企画開発部

滋賀協会へ視察研修

測量業界との共同処理システムについて

昨年、平成九年十月四日滋賀県の公職調査士協会へ行って参りました。当日は熊谷理事長、役員の方々に終日説明、研修に時間をさいて頂きました。

滋賀協会は、その事業実績において全国でもトップクラスの協会であり、平成八年度実績では総収入が約一〇億四九〇〇万円、全国第六位ですが、これを社員一人当たりで割りますと全国第一位です。徳島協会はこの社員一人当たりの順位が八位です。

今回、視察先として滋賀協会を選びましたのは、同協会の日本道路公団からの発注事件の処理方法が、全国でもまだまだめづらしいやり方である測量設計業界との共同作業を行っているというニュースによるものです。

具体例の一つが第二号神高道路の地区混乱地区での分筆登記などです。範囲は非常に広いのでいくつかのチームを編成し、各チームごとに区分けして処理をしています。チーム内に必ず熟練者を組み入れて編成してい

るので、情報交換ができて人材育成にもなり、チームの動きは円滑なものとなったとのこと。共同処理のやり方の内容については、登記簿閲覧は協会、境界立会は共同で、用地測量は測量会社が担当します。そのデータを検測によりチェックした後、座標値で地積測量図の作製、分筆登記などをやります。そうすることで発注者である公団は、従来会計検査で指摘されていた測量費用等の「重払い」という問題を解消することが出来ます。また地図訂正、地積更正等の手続きを伴う複雑な処理を要求される分筆登記についても、境界立会の時点で、すでにこれらの事情をふまえた業務処理が出来ますので、スムーズな登記を行う事が可能だ、とのこと。

この共同処理システムは土地家屋調査士法第一二条及び一九条の拡大解釈と言えなくもなく、議論の分かれるところですが、公職事件という特殊性を考え、かつまた公職協会のそもそもの発足目的である「官公署等

の登記の適正かつ迅速な実施に寄与する」ためにも有効な手段だとも言えます。

我々の「拡大解釈では」、という質問に対し、熊谷理事長は、境界立会を含む調査業務さへ、公職協会がおさえておけば、測量は、測量業者が担当してもよいと答えました。この結論までに、多方面との多くの協議があったこと、そして何より測量業協会と公職協会の密月の関係を強調されていました。

公職事件は多くの場合、膨大な権利意識の高揚、地価高騰に伴う価値観の変容は登記制度にも多大な影響を与えている。このことは、地積測量図にも波及し、作製された時代により、その内容に対する認識に差異がある。例えば、測量の方法において、平板カメラシットが一般的な時代には、測量誤差に対する考え方も今日程厳格ではなかったであろう。又、境界確認に対する認識もおおらかであったように思われる。このような時代に作製された地積測量図であっても、それは、その時代に求められた土地情報が記載され、立派に時代の要請に添った図面である。

よって、既に法務局に提出されている地積測量図は、当時の登記官が、相当であるとして受

支所活動報告

◆本部支所連絡協議会の開催

二月七日

一年一回の総会だけでは、緊密な意思の疎通と連絡協調がはかれないとのことで、中間に当たる時期に、連絡協議会が開催されています。

○中央ブロック(徳島・鳴門)
○西部ブロック(川島・美馬・三好)
○南部ブロック(小松島・阿南・海部)
三月七日

公職法人に対する課税強化という国の方針や指導基準による支所交付金制度の見直しについて、②裁判所からの境界鑑定業

な範囲の登記を短時間でする事を要求されております。その上従来の一般事件の処理を想定している現行の土地家屋調査士法ですが、時代は変わり、特に表示登記の分野は国民と法務局の要求レベルが急速にアップした事により、公職事件についても土地家屋調査士にその処理をせまられております。法律の有効性は時間と空間に制約されたものですので、時代と共に変化してしるべきものですから、国民に迷惑をかけない範囲内で法

務委託について、③GPS測量機の導入について、④その他事業計画の進捗状況について熱心に討議されました。

徳島支所にはじまった制服の配布は、なかなか好評で、その影響は他支所にも波及しました。今年、制服を作り、配布した支所は、阿南、小松島そして川島支所です。海部支所も検討中とのことです。

◆作業制服の配布
徳島支所にはじまった制服の配布は、なかなか好評で、その影響は他支所にも波及しました。今年、制服を作り、配布した支所は、阿南、小松島そして川島支所です。海部支所も検討中とのことです。

◆臨時支所総会
設立より十数年経つと、組織にも様々な問題が生じます。徳島支所では、業務配分の不公平正と、支所役員をめぐる運営の問題等について、平日の夕方六時から、深夜まで、一日の疲れにも負けず、熱心に議論しました。(徳島)

律を拡大解釈しても良く、土地家屋調査士として大いに社会の役に立たなければならぬとも考えます。今回滋賀協会の共同処理システムはとも参考になりましたが、我々が徳島協会においても積極的に取り入れて行きたいと思っております。(企画開発 高野)

◆編集後記
本号のビッグニュースは、何といってもGPS測量機の導入でした。▽近年の測量機の進歩

理したものである以上、その後の登記についてもこれが正しいとして取扱わざるを得ず、このように取扱うことが、登記制度の一貫性を維持するために必要と考えられる。

さて、地積の測量図を添付して登記の申請をする場合、まずその土地に関する地積測量図が既に提出されているかどうかを調査し、もし、提出されたものがあれば、これと内容が符号しているかどうかを調査しなければならぬ。そして相違点があれば、その原因を究明することになる。

相違の原因は、種々考えられるが、主なものとして、
①形状相違
②測量ミスによるもの
③面積計算の間違い
(参考 新井克美著 一問一答)

Q&Aコーナー

Q 既に法務局に保管されている地積測量図と、その内容(筆界点、辺長、角度等)が符号しない地積測量図を添付して新たな分筆申請をしようとするとき、この申請は、受理されるでしょうか。

A 分筆登記申請において、その地積測量図の内容と異なりし場合、既に地積測量図に誤りがある場合には、その登記申請の前提として、既提出に係る地積測量図の訂正の申出をするのが相当である。

「不動産登記法手続規則 一四 条、及び不動産の表示に関する登記事務取扱要領第八六条」

とあるので、最近の測量機器の進歩は飛躍的であり、又、国民

の権利意識の高揚、地価高騰に伴う価値観の変容は登記制度にも多大な影響を与えている。このことは、地積測量図にも波及し、作製された時代により、その内容に対する認識に差異がある。例えば、測量の方法において、平板カメラシットが一般的な時代には、測量誤差に対する考え方も今日程厳格ではなかったであろう。又、境界確認に対する認識もおおらかであったように思われる。このような時代に作製された地積測量図であっても、それは、その時代に求められた土地情報が記載され、立派に時代の要請に添った図面である。

Q&Aコーナー

Q 既に法務局に保管されている地積測量図と、その内容(筆界点、辺長、角度等)が符号しない地積測量図を添付して新たな分筆申請をしようとするとき、この申請は、受理されるでしょうか。

A 分筆登記申請において、その地積測量図の内容と異なりし場合、既に地積測量図に誤りがある場合には、その登記申請の前提として、既提出に係る地積測量図の訂正の申出をするのが相当である。

「不動産登記法手続規則 一四 条、及び不動産の表示に関する登記事務取扱要領第八六条」

とあるので、最近の測量機器の進歩は飛躍的であり、又、国民

の権利意識の高揚、地価高騰に伴う価値観の変容は登記制度にも多大な影響を与えている。このことは、地積測量図にも波及し、作製された時代により、その内容に対する認識に差異がある。例えば、測量の方法において、平板カメラシットが一般的な時代には、測量誤差に対する考え方も今日程厳格ではなかったであろう。又、境界確認に対する認識もおおらかであったように思われる。このような時代に作製された地積測量図であっても、それは、その時代に求められた土地情報が記載され、立派に時代の要請に添った図面である。

支所名	支所長名	事務所	電話番号
徳島	神孝賀	徳島市南前川町四丁目23番地5	0886-23-6277
小松島	山本達夫	小松島市小松島町字新港43番地7	08853-3-0055
鳴門	小原利夫	鳴門市撫養町大桑島字津岩浜23番地101	0886-84-0701
阿南	木下秀一	阿南市富岡町玉塚69番地2	0884-22-9383
海部	辻亮	海部郡海南町浅川字川ヨリ東47番地	08847-3-1051
美馬	藤見諺	美馬郡久吹町穴吹字藤ノ本156番地	0883-52-2274
三好	森伸二	三好郡三加茂町加茂1880番地9	0883-82-4020
阿波	谷口伸二	阿波郡阿波町字大道南250番地	0883-35-6682

第一一四条 地積の測量図又は各階の平面図に誤りがあるときは、所有者その他の利害関係人は、その訂正の申出をすることができる。この場合には、申出書に地積の測量図又は各階の平面図を添付しなければならない。

第八六条 既に提出されている地積の測量図について、筆界点、辺長、角度等の作図に誤りがある場合には、当該地積の測量原図、野帳、計算手簿又は隣接土地所有者等の証明書(印鑑証明書)の添付のあるもの等、その誤りを訂正する資料及び新たな地積の測量図を添付した地積の測量図の訂正の申出書の提出を求めるものとする。

2 登記の申請書に添付された地積の測量図が、既に提出されている隣接土地の地積の測量図と抵触する場合において、その原因が既に提出された地積の測量図の誤りによるものであるときは、前項に規定する誤りを訂正する書面の提出を求めるものとする。

